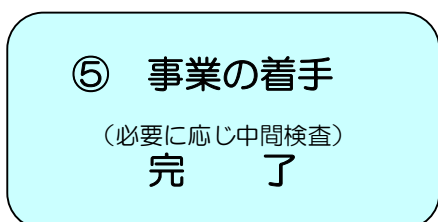
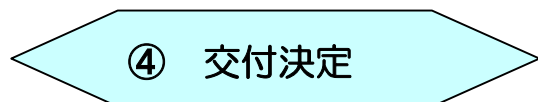
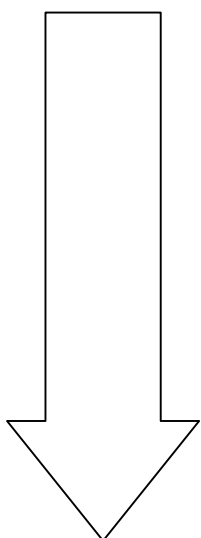
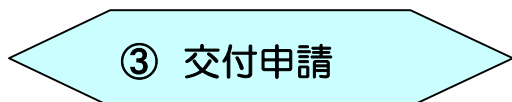
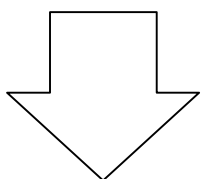
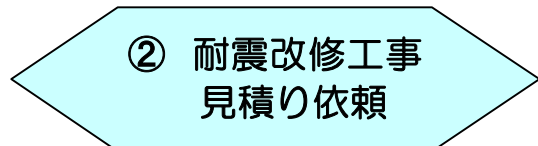
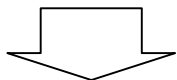
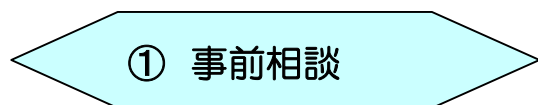


# 大山町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請の手続き

(耐震改修の場合)



- ◆ 役場で事業の対象になるかどうか、また、今後の手続の方法などを相談して下さい。(建築時期、耐震診断の結果などを事前に確認のうえ、相談下さい。)

(補正予算対応又は翌年度当初予算対応となります。)

- ◆ 住宅等の耐震改修等を依頼される場合は、鳥取県建築設計事務所協会、日本建築防災協会等に耐震診断等の講習会受講者として登録されている名簿等を参考に相談され、改修設計費用の見積書をもって下さい。申請時に必要になります。

- ◆ 申請書(様式第1号)には、次の書類を添付して下さい。

①収支予算書(様式第2号)

②耐震改修に要する経費の見積書の写し

③申請建物の付近見取図、配置図、平面図等

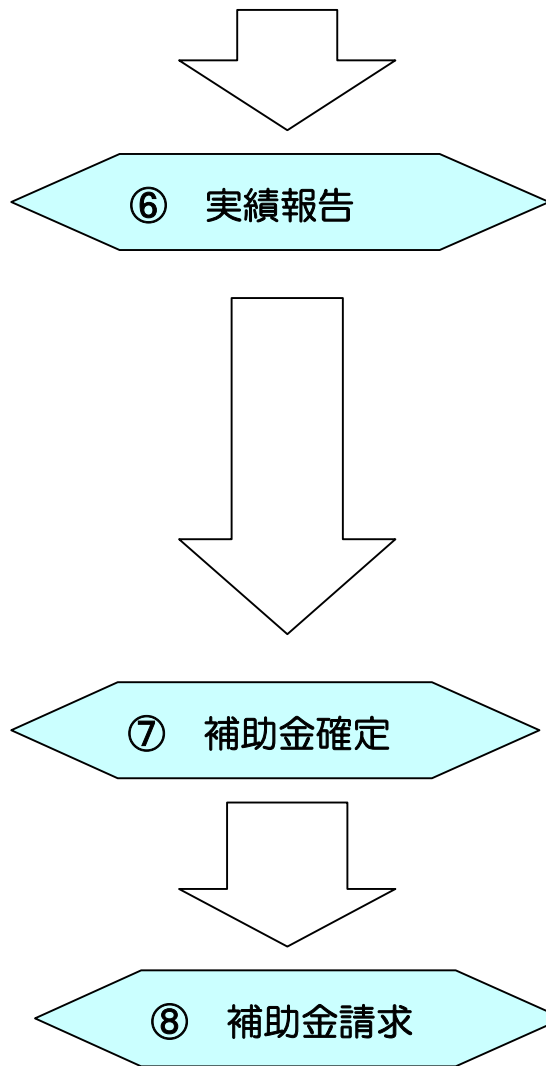
④その他町長が必要と認める書類

- ・ 建築時期のわかる書類(家屋の課税明細書、固定資産課税評価項証明書、建物の登記事項証明書の写しのいずれか)
- ・ 耐震診断の結果を示す書類
- ・ 改修設計に基づき耐震改修を実施した後における当該対象建物の耐震診断の結果書
- ・ 地震に対して安全な構造となるよう県が行った勧告書の写し

- ◆ 書類審査の上、補助金交付の可否の決定を通知します。

- ◆ 事業に着手したとき及び事業が完了したときは、速やかに着手届(様式第5号)又は完了届(規則様式第6号)を提出して下さい。

なお、事業の着手は補助金の交付決定があつてから行なって下さい。



◆ 事業が完了したときは、完了した日から1月を経過した日又は交付決定年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して報告して下さい。

- ①収支決算書（様式第2号）
- ②耐震改修に要する経費の請求書又は領収書の写し
- ③事業の成果を示す資料・写真等（1部）
- ④その他町長が必要と認める書類
  - ・ 契約書の写し

◆ 書類審査の上、補助金の額を確定します。

◆ 補助金の請求は、補助金等支払請求書（規則様式第9号）に次の書類を添付して提出して下さい。

- ①補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し
- ②口座振込依頼書  
(補助金は、指定の口座に振込みします。)

### 耐震改修を行なわれる建築士・施工者等の方へ

- 補助の対象となる耐震改修は、以下のいずれかに該当するものとなっております。
  - (1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの。
  - (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第二に示すもの。
  - (3) その他(1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの。
- 大山町補助金等交付規則第15条第2項の規定に基づき、必要に応じ、中間検査を行う場合がありますので、工程等を事前に協議してください。